住所　静岡県磐田市国府台96番地19
許偉　昭和54年4月27日生
杜若梅　昭和53年8月16日生
許馨元　平成17年1月27日生
許智紀　平成19年4月17日生
住所　東京都豊島区池袋4丁目17番3―308号
林逸凡　平成10年1月19日生
住所　東京都中央区豊海町14番6号
李金花　昭和54年5月2日生
住所　東京都足立区大谷田5丁目25番10号
朴旺秀　昭和41年4月22日生
住所　東京都豊島区長崎4丁目43番11号
張奈央　昭和51年10月1日生
住所　東京都大田区南六郷1丁目26番3―801号
張由佳　昭和49年1月27日生
住所　東京都台東区上野桜木2丁目25番5号
ムネチカ・トーマス・タカシ　昭和35年6月12日生
住所　東京都東久留米市滝山1丁目10番3号
キャセリン・リム・チュア　昭和48年10月19日生
住所　東京都福生市大字熊川1315番地
ドリス・イザベル・シマブコ・タイラ・デ・フクハラ　昭和42年11月1日生
カズオ・ナンディー・フクハラ・シマブコ　平成5年2月4日生
メグミ・シンディー・フクハラ・シマブコ　平成10年12月24日生
住所　群馬県邑楽郡大泉町大字古氷388番地4
イザウラ・ハルミ・キタ　昭和39年7月20日生
チアゴ・キタ・ピカリ　平成3年3月10日生
アマンダ・キタ・ピカリ　平成6年2月11日生
マリアナ・キタ・ピカリ　平成7年7月7日生
住所　群馬県高崎市下小鳥町58番地20
董宜**斐**　昭和58年9月20日生
住所　埼玉県東松山市大字石橋1689番地5
王永鋒　昭和53年3月27日生
王静　昭和57年3月28日生
王優**妮**　平成17年8月8日生
王悠仁　平成21年2月23日生
住所　埼玉県越谷市伊原2丁目12番31号
李基滿　昭和29年2月11日生
鄭善花　昭和35年2月19日生
李憲一　昭和61年9月1日生
李幸子　昭和63年2月28日生
住所　東京都江東区南砂5丁目24番14―301号
劉智宇　平成18年11月28日生

○外務省告示第二百六十四号

平成二十三年七月十四日にソウルで、航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の付表の修正等に関する次の書簡の交換が大韓民国政府との間に行われた。

平成二十三年八月二日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、千九百六十七年五月十六日に東京で署名された航空業務に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定（以下「協定」という。）第十二条及び第十四条の規定に従って二千七年八月一日及び二日に東京において行われた協議に言及する光栄を有します。

前記の協議において到達した合意に基づき、本使は、協定第十四条の規定に従い、この書簡に添付されている修正された付表が協定の付表に代わることを日本国政府に代わって提案するとともに、両国政府間において交換された協定に関する千九百六十七年五月十六日付けの書簡の1が効力を失うことを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本使は、更に、前記の提案が大韓民国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年七月十四日にソウルで

大韓民国駐在

日本国特命全権大使　武藤正敏

大韓民国

外交通商部長官　金星煥閣下

付表

1　日本国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

日本国内の地点―大韓民国内の地点―以遠の地点

2　大韓民国の一又は二以上の指定航空企業が両方向に運営する路線

大韓民国内の地点―日本国内の地点―以遠の地点

注　いずれか一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業が行う協定業務は、その締約国の領域内の一地点を起点とするものでなければならない。ただし、路線上の他の地点は、いずれかの又は全ての飛行に当たって、その指定航空企業の選択により省略することができる。

（韓国側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本長官は、更に、大韓民国政府が日本国政府の前記の提案を受諾する旨を大韓民国政府に代わって閣下に通報するとともに、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることを確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年七月十四日にソウルで

大韓民国

外交通商部長官　金星煥

大韓民国駐在

日本国特命全権大使　武藤正敏閣下

○外務省告示第二百六十五号

平成二十三年七月十九日にヤウンデで、第五次小学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカメルーン共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月二日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　第五次小学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　九億六千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年七月三十一日まで

4　署名者

日本側　山本啓司在カメルーン大使

カメルーン側　ヤウバ・アブドゥライ経済・計画・国土整備副大臣

○外務省告示第二百六十六号

平成二十三年七月二十日にハノイで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

平成二十三年八月二日

外務大臣　松本　剛明

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　三億二千九百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　谷﨑泰明在ベトナム大使

ベトナム側　ファム・ヴー・ルアン教育訓練大臣

平成二十三年八月二日

外務大臣　松本　剛明

○厚生労働省告示第二百六十九号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）第二十五条の十六第二号（第二十六条の四第三項、第二十八条の二第三項、第二十八条の四第三項及び第二十九条の二第三項において準用する場合を含む。）並びに第二十九条の二第三項において準用する第二十五条の十六第一号及び第三号の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第七条第一項第一号等の登録をした旨を公示する件（平成二十一年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年八月二日

厚生労働大臣　細川　律夫

第三の表清研―1及び清研―2の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改め、同表清研―5及び清研―8の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「一般社団法人」に改め、同表清研―11の項住所及び事業所の所在地の欄中「九番九号」を「四番二十号」に改める。

第五の表ダ研―1の項氏名又は名称及び事業所の名称の欄中「社団法人」を「公益社団法人」に改める。